

## 第 4 5 2 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定は妥当である。

### 第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 審査請求①について

(1) 令和 5年 8月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

財政福祉委員会2023. 3/8、3/10、3/13、3/15の会議録決裁文書にて

(2) 同年 9月 5日、実施機関は、本件公開請求①の対象となる文書（以下「本件対象文書①」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市会議長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求を行った。

#### 2 審査請求②について

(1) 令和 5年 8月22日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

教育子ども委員会2023. 3/8、3/10、3/13、3/15の会議録決裁文書にて

(2) 同年 9月 5日、実施機関は、本件公開請求②の対象となる文書（以下「本件対象文書②」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同日、審査請求人は、本件処分②を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求③について

(1) 令和 5年 8月22日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

経済水道委員会2023. 3/10、3/13の会議録決裁文書にて

(2) 同年 9月 5日、実施機関は、本件公開請求③の対象となる文書（以下「本件対象文書③」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同日、審査請求人は、本件処分③を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

### 4 審査請求④について

(1) 令和 5年 8月22日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

土木交通委員会2023. 3/8、3/10、3/13、3/15の会議録決裁文書にて

(2) 同年 9月 5日、実施機関は、本件公開請求④の対象となる文書（以下「本件対象文書④」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同日、審査請求人は、本件処分④を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

### 5 審査請求⑤について

(1) 令和 5年 8月22日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

都市消防委員会2023. 3/8、3/10、3/13の議事録決裁文書にて

(2) 同年 9月 5日、実施機関は、本件公開請求⑤の対象となる文書（以下「本件対象文書⑤」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

#### 6 審査請求⑥について

(1) 令和 5年 8月31日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑥」という。）を行った。

幹事長会の会議録2023. 4. 10～2023. 8. 31

(2) 同年 9月14日、実施機関は、本件公開請求⑥の対象となる文書（以下「本件対象文書⑥」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑥」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑥を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

#### 7 審査請求⑦について

(1) 令和 5年 8月31日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑦」という。）を行った。

議運の理事会会議録2023. 4. 5～2023. 8. 31

(2) 同年 9月14日、実施機関は、本件公開請求⑦の対象となる文書（以下「本件対象文書⑦」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑦」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑦を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

#### 8 審査請求⑧について

(1) 令和 5年 8月31日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑧」という。）を行った。

団長、幹事長会議録2023. 5. 1～2023. 8. 31

(2) 同年 9月14日、実施機関は、本件公開請求⑧の対象となる文書（以下「本件対象文書⑧」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以

下「本件処分⑧」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑧を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

#### 9 審査請求⑨について

- (1) 令和 5年 8月31日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑨」という。）を行った。

2023.6本会議議案外質疑議事録田口議員発言決裁文書について

- (2) 同年 9月14日、実施機関は、本件公開請求⑨の対象となる文書（以下「本件対象文書⑨」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑨」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑨を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

#### 10 審査請求⑩について

- (1) 令和 5年 8月31日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑩」という。）を行った。

2023.6本会議議案外質疑浅井議員発言議事録決裁文書について

- (2) 同年 9月14日、実施機関は、本件公開請求⑩の対象となる文書（以下「本件対象文書⑩」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑩」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑩を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

#### 11 審査請求⑪について

- (1) 令和 5年 8月31日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑪」という。）を行った。

7/4本会議討論-岡田議員議事録決裁文書について

- (2) 同年 9月14日、実施機関は、本件公開請求⑪の対象となる文書（以下「本

件対象文書⑩」という。)は存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分⑩」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑩を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

## 12 審査請求⑫について

(1) 令和6年6月24日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求(以下「本件公開請求⑫」という。)を行った。

経済水道委員会記録の決裁文書2024.2.28～2023年度最終 表紙、資料は省く

(2) 同年7月8日、実施機関は、本件公開請求⑫の対象となる文書(以下「本件対象文書⑫」という。)は存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分⑫」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月9日、審査請求人は、本件処分⑫を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。

## 第4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を非公開とした理由として、次のとおり主張している。

(1) 審査請求①から⑤及び⑫について

請求日時点では、当該行政文書は取得又は作成しておらず、存在しない。

(2) 審査請求⑥から⑩について

請求日時点では、当該行政文書は作成しておらず、不存在であるため、非公開とする。

2 上記1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び③から⑤について

ア 審査請求①及び③から⑤は、審査請求人がすでに本件対象文書①及び③から⑤を取得していることから、本件処分①及び③から⑤の取消しを求める利益を有しない。

イ 審査請求人は、本件公開請求①及び③から⑤とは別の令和5年9月5

日及び同月19日付け行政文書公開請求において、同月 5日及び 7日に作成された本件対象文書①及び③から⑤をすでに取得している。

ウ そのため、審査請求人は、現時点においては本件対象文書①及び③から⑤の公開を求めるといふ本件公開請求①及び③から⑤の目的をすでに達していると認められ、審査請求を行い本件処分①及び③から⑤の取消しを求める利益を有しているとは認められない。

エ このような場合に取消しを求める権利を有しないことは、過去の名古屋市情報公開審査会の答申第 179号において同様の判断が示されている。

オ よって、審査請求①及び③から⑤は処分の取消しを求める利益を有さず却下すべきと考える。

カ 念のために本件処分①及び③から⑤の妥当性についても言及すると、本件対象文書①及び③から⑤は上記イのとおり、令和 5年 9月 5日及び同月 7日に作成されており、本件公開請求①及び③から⑤の請求日においては、作成されておらず不存在であったため、本件処分①及び③から⑤は妥当である。

## (2) 審査請求②について

ア 審査請求②は、審査請求人がすでに本件対象文書②を取得していることから、本件処分②の取消しを求める利益を有しない。

イ 審査請求人は、本件公開請求②とは別の令和 5年 9月 5日付け行政文書公開請求において、同日に作成された本件対象文書②をすでに取得している。

ウ そのため、審査請求人は、現時点においては本件対象文書②の公開を求めるといふ本件公開請求②の目的をすでに達していると認められ、審査請求を行い本件処分②の取消しを求める利益を有しているとは認められない。

エ このような場合に取消しを求める権利を有しないことは、過去の名古屋市情報公開審査会の答申第 179号において同様の判断が示されている。

オ よって、審査請求②は処分の取消しを求める利益を有さず却下すべきと考える。

カ 念のために本件処分②の妥当性についても言及すると、本件対象文書②は上記イのとおり、令和 5年 9月 5日に作成されており、本件公開請求②の請求日においては、作成されておらず不存在であったため、本件処分②は妥当である。

(3) 審査請求⑥から⑧について

ア 本件対象文書⑥から⑧は、本件公開請求⑥から⑧の請求日においては、作成されておらず不存在であったため、本件処分は妥当である。

イ 審査請求人は、本件公開請求⑥から⑧とは別の令和 5年12月25日付け行政文書公開請求において、同日に作成された本件対象文書⑥から⑧の一部をすでに取得している。また、残りの記録についても、同日に作成されていることから、請求があれば、公開されるものである。

ウ なお、審査請求人は「委員会記録作成等に関する要綱第 4条作成期限がすぎているからあるはず。」と主張するが、そもそも、幹事長会、議会運営委員会理事会及び団長・幹事長会は、委員会ではなく、委員会条例第16条及びこれに基づく委員会記録作成等に関する要綱の対象ではないことから、同要綱をもって、請求日時点で本件対象文書⑥から⑧が存在するはずという主張は全く当たらないものである。

(4) 審査請求⑨から⑪について

ア 審査請求⑨から⑪は、審査請求人がすでに本件対象文書⑨から⑪を取得していることから、本件処分⑨から⑪の取消しを求める利益を有しない。

イ 審査請求人は、本件公開請求⑨から⑪とは別の令和 5年 9月14日付け行政文書公開請求において、同月 7日に作成された本件対象文書⑨から⑪をすでに取得している。

ウ そのため、審査請求人は、現時点においては本件対象文書⑨から⑪の公開を求めるという本件公開請求⑨から⑪の目的をすでに達していると認められ、審査請求を行い本件処分⑨から⑪の取消しを求める利益を有するとは認められない。

エ 念のために本件処分⑨から⑪の妥当性についても言及すると、本件対象文書⑨から⑪は上記イのとおり、令和 5年 9月 7日に作成されており、

本件公開請求⑨から⑪の請求日においては、作成されておらず不存在であったため、本件処分⑨から⑪は妥当である。

(5) 審査請求⑫について

ア 審査請求⑫は、審査請求人がすでに本件対象文書⑫を取得していることから、本件処分⑫の取消しを求める利益を有しない。

イ 審査請求人は、本件公開請求⑫とは別の令和 6年 9月18日付け行政文書公開請求において、同月 5日及び同月17日に作成された本件対象文書⑫をすでに取得している。

ウ そのため、審査請求人は、現時点においては本件対象文書⑫の公開を求めるという本件公開請求⑫の目的をすでに達していると認められ、審査請求を行い本件処分⑫の取消しを求める利益を有しているとは認められない。

エ このような場合に取消しを求める権利を有しないことは、過去の名古屋市情報公開審査会の答申第 179号において同様の判断が示されている。

オ よって、審査請求⑫は処分の取消しを求める利益を有さず却下すべきと考える。

カ 念のために本件処分⑫の妥当性についても言及すると、本件対象文書⑫は上記イのとおり、令和 6年 9月 5日及び同月17日に作成されており、本件公開請求⑫の請求日においては、作成されておらず不存在であったため、本件処分⑫は妥当である。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①から⑫を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①から⑪について

ア 委員会記録等作成に関する要綱の第 4条作成期限がすぎているからあるはず。

イ 会議と会議録の作成はセットであり、会議が行われたら速やかに作成されるべきである。

ウ 名古屋市会の会議録の作成は、愛知県議会と比べても非常に遅く、半年から 1年かかるのが当たり前である。

エ 普通に事務を行っていれば、この時期に請求して不存在はあり得ない。

(2) 審査請求⑫について

ア 全てであると思われる。

イ 会議と会議録の作成はセットであり、会議が行われたら速やかに作成されるべきである。

ウ 名古屋市会の会議録の作成は、愛知県議会と比べても非常に遅く、半年から 1年かかるのが当たり前である。

エ 普通に事務を行っていれば、この時期に請求して不存在はあり得ない。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

実施機関が、本件対象文書①から⑫（以下「本件各対象文書」という。）を不存在とした本件処分①から⑫（以下「本件各処分」という。）の妥当性が争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市（以下「本市」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件各対象文書について

#### (1) 本会議について

市会の議員全員で構成され、市会の最終的な意思を決定する会議である。

本会議開催後は、逐語で記録した会議録が作成され、当該会議録は、市民情報センター等に配架されるほか、本市の公式ウェブサイトでも公表される。

(2) 委員会について

市会の議員の一部で構成される会議であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条並びに名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第5号。以下「委員会条例」という。）第4条、第4条の2及び第5条に基づき、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が設置されている。

財政福祉委員会、教育子ども委員会、経済水道委員会、土木交通委員会及び都市消防委員会は常任委員会に該当する。

一般に傍聴することが可能であり、逐語で記録した会議録が作成され、当該会議録は、市民情報センター等に配架されるほか、本市の公式ウェブサイトでも公表される。

(3) 団長・幹事長会について

団長・幹事長会は、性質上、特別の扱いが必要となる人事案件等について協議を行う会議である。一般に傍聴することはできず、非公開で開催されるが、協議内容の要旨を記録した議事録が作成される。当該議事録は、市民情報センター等には配架されず、一般の閲覧には供されない。

(4) 議会運営委員会理事会について

委員会条例第4条の2第3項に基づいて、議会運営委員会の内部に設置された会議であり、議会運営委員会から委任された事項等について協議決定を行う。一般に傍聴することはできず、非公開で開催されるが、協議内容の要旨を記録した議事録が作成される。当該議事録は、市民情報センター等には配架されず、一般の閲覧には供されない。

なお、議会運営委員会は、議会の円滑な運営のため、議会の運営方法や会議規則などに関する調査を行い、議案等を審査するために市会に設置されている委員会である。一般に傍聴することが可能であり、逐語で記録した議事録が作成され、市民情報センター等に配架されるほか、本市の公式ウェブサイトでも公表される。

4 本件各処分 of 妥当性について

(1) 本件各対象文書について、上記第4の2のとおり、本件公開請求①から⑫の請求日時点では作成していないと実施機関は主張しており、当審査会が事務局をして確認させたところ、別表のとおりであった。

(2) 一方、審査請求人は、本件処分①から⑩に対して、委員会記録作成等に関する要綱（以下「委員会記録作成要綱」という。）第 4条に作成期限が定められており、その期限がすぎているから文書は存在するはずであると主張している。

(3) 委員会記録作成要綱第 4条には「委員会記録及び閲覧用委員会記録は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに作成するように努めなければならない。」と規定されており、本件対象文書①から⑤については、公開請求日時時点で、当該要綱に規定される作成期限を過ぎていることから、上記(2) のとおり審査請求人が主張することも致し方ないといえる。

(4) また、審査請求人は、会議録は速やかに作成するべきものであり、公開請求日においては作成されているはずであると主張しており、本件対象文書⑥から⑫については、公開請求日時時点で、会議が開催されてから 4か月程度経過しているものがあることから、すでに文書が存在しているとする審査請求人の主張は一定理解できる。

(5) しかしながら、委員会記録作成要綱第 4条の規定はあくまで努力義務であり、当該期限までに作成することが望ましいもの、また、一般的に会議録は速やかに作成することが望ましいものではあるが、実際に確認したところ上記(1) のとおりであったことから、実施機関の主張を覆すに足るものとは認められない。

(6) 以上のことから、実施機関の主張は不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

### 1 調査審議までの経過

#### (1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 5年 9月11日	諮問書の受理
11月29日	弁明書の写しの受理
11月30日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月11日	諮問書の受理
11月29日	弁明書の写しの受理
11月30日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(3) 審査請求③について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月11日	諮問書の受理
12月18日	弁明書の写しの受理
12月21日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(4) 審査請求④について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月11日	諮問書の受理
12月18日	弁明書の写しの受理
12月21日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑤について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月11日	諮問書の受理
12月18日	弁明書の写しの受理

12月21日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
--------	--------------------------------------

(6) 審査請求⑥について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
令和 6年 1月25日	弁明書の写しの受理
2月 2日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(7) 審査請求⑦について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
令和 6年 1月25日	弁明書の写しの受理
2月 2日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(8) 審査請求⑧について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
令和 6年 1月25日	弁明書の写しの受理
2月 2日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(9) 審査請求⑨について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
11月29日	弁明書の写しの受理
11月30日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(10) 審査請求⑩について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
11月29日	弁明書の写しの受理
11月30日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(11) 審査請求⑪について

年 月 日	内 容
令和 5年 9月20日	諮問書の受理
11月29日	弁明書の写しの受理
11月30日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(12) 審査請求⑫について

年 月 日	内 容
令和 6年 8月 9日	諮問書の受理
10月31日	弁明書の写しの受理
11月 7日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 6年11月15日 (第79回第 2小委員会)	調査審議
12月20日 (第80回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第80回第 2小委員会)	調査審議
令和 7年 1月17日 (第81回第 2小委員会)	調査審議
1月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里

## 別表

区分	公開請求日	本件各対象文書作成日
本件公開請求①	令和 5年 8月22日	令和 5年 9月 5日、 7日
本件公開請求②	令和 5年 8月22日	令和 5年 9月 5日
本件公開請求③	令和 5年 8月22日	令和 5年 9月 5日、 7日
本件公開請求④	令和 5年 8月22日	令和 5年 9月 5日、 7日
本件公開請求⑤	令和 5年 8月22日	令和 5年 9月 5日、 7日
本件公開請求⑥	令和 5年 8月31日	令和 5年12月25日
本件公開請求⑦	令和 5年 8月31日	令和 5年12月25日
本件公開請求⑧	令和 5年 8月31日	令和 5年12月25日
本件公開請求⑨	令和 5年 8月31日	令和 5年 9月 7日
本件公開請求⑩	令和 5年 8月31日	令和 5年 9月 7日
本件公開請求⑪	令和 5年 8月31日	令和 5年 9月 7日
本件公開請求⑫	令和 6年 6月24日	令和 6年 9月 5日、 17日